

「宅地建物取引士証」への切替再交付等にかかるお知らせ

岐阜県都市建築部建築指導課

平成27年4月1日から「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」が施行され、「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」へ名称変更されます。

そのため、改正宅地建物取引業法施行規則の規定により「宅地建物取引主任者証」から「宅地建物取引士証」への切替再交付申請が可能になり、岐阜県では、平成27年4月1日から申請できます。

ただし、新たな「宅地建物取引士証」の有効期間は、切替前の「宅地建物取引主任者証」の有効期間の残期間となります。

受付窓口において多くの切替による再交付申請が想定されることから、迅速かつ円滑に「宅地建物取引士証」を交付するため、下記のとおり、現在所有されている「宅地建物取引主任者証」の有効期間満了の時期に応じて申請の時期を定めることとしますので、切替による再交付申請を希望する方は、ご協力をお願いします。

なお、「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」の附則第4条により、現在所有している「宅地建物取引主任者証」は、「宅地建物取引士証」とみなす規定がありますので、有効期間が満了するまで、そのまま利用できます。

切替による再交付申請については、「宅地建物取引士証」への切替再交付を希望する方のみ申請してください。

1. 切替による再交付申請に係る申請受付期間

期間	宅建取引士証とみなされる取引主任者証の有効期間	切替えによる再交付申請時期
A	平成27年4月1日から 平成29年3月31日まで	平成27年4月1日から
B	平成29年4月1日以降	平成27年10月1日から

※ 切替再交付以外の再交付申請(亡失・汚損等)の場合は、いつでも受付可能です。

2. 切替による再交付の申請手数料

岐阜県土木関係手数料徴収条例の改正により、宅地建物取引士証への切替による再交付の申請手数料として4,500円の費用が必要です。

また、亡失及び汚損等を理由とする切替を伴わない再交付申請についても、同様に、平成27年4月1日から、4,500円が必要となります。

※ 氏名、住所の変更に伴う書換え交付申請については、従来どおり手数料の支払いはありません。

3. 申請方法

窓口（5. を参照）への持参又は県庁建築指導課への郵送

4. 切替再交付申請時に提出する書類等

- (1) 宅地建物取引士証再交付申請書
- (2) 写真2枚（カラー、縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル、無帽、上半身、正面、無背景。申請直前6か月以内に撮影したもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記入。）
- (3) 現在交付を受けている宅地建物取引主任者証の写し（住所の裏書きをしている場合は裏面の写しも添付。）
※ 郵送による場合は、宅地建物取引主任者証を提出してください。
- (4) 岐阜県収入証紙4,500円
※ 郵送により再交付申請書を送付する場合は、392円の郵便切手を貼付した返信用封筒（長3形[120 × 235 ミリ]・送付先明記。簡易書留で返送。）を同封してください。

5. 受付窓口等

- (1) 受付期間 平成27年4月1日（水曜日）から
- (2) 受付時間 8時30分～12時00分、13時00分～17時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (3) 受付窓口
 - 県内に居住している方……岐阜県都市建築部建築指導課又は各建築事務所
 - 県外に居住している方……岐阜県都市建築部建築指導課
- (4) 交 付
申請書を提出した窓口にて交付します。県庁建築指導課から送付した再交付通知及び現に有する宅地建物取引主任者証と引換えに、新たな宅地建物取引士証を交付します。（郵送による申請の場合は郵送で交付します。）

〔 お問い合わせ先 〕

岐阜県都市建築部建築指導課企画宅建係

Tel : 058-272-8680

〒500-8570 岐阜県藪田南2-1-1